

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十七号

#### 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものと認められる者でなければならない。</p> <p>5―7 (略)</p>	<p>(職員) 第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものと認められる者でなければならない。</p> <p>5―7 (略)</p>
<p>(職員) 第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものと認められる者でなければならない。</p> <p>4―6 (略)</p>	<p>(職員) 第三十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものと認められる者でなければならない。</p> <p>4―6 (略)</p>
<p>(職員) 第五十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものと認められる者でなければならない。</p> <p>5―7 (略)</p>	<p>(職員) 第五十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するものと認められる者でなければならない。</p> <p>5―7 (略)</p>

第六十七条 (職員) (略)

2-14 (略)  
15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第九十一条 (職員) (略)

2 (略)  
3 児童心理治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

第九十九条 (職員) (略)

2-3 (略)  
4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

第六十七条 (職員) (略)

2-14 (略)  
15 心理指導担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならぬ。

第九十一条 (職員) (略)

2 (略)  
3 児童心理治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

第九十九条 (職員) (略)

2-3 (略)  
4 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5-6 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。